

てくれるものではない。

7. 大きな病院だけが経済的である、と考えるのは誤謬である。最近では小さな「営業単位」が割安で患者に親切な治療のためのより良い条件であることが認められている。このため新しい病院では入院等級に関係なく、普通2～4病床の部屋になっている。

8. 看護婦の仕事は魅力がない、と考えることは誤謬である。適正な自由時間と昇進の可能性をもった、新しい近代的職業観を發展させるべきである。看護婦宿舎の建築を公的な資金でもって進めなければならない。

9. 「無等級病院」その他の観念がより良い病院をつくる、と考えることは誤謬である。その逆が正しい。イギリスやスウェーデンの「無等級」的保健制度は一つの警告例である。良い医師が去ってしまう。

10. 大学法及びそこに考えられている大学病院の「民主化モデル」は有効に行なわれていると、考えることは誤謬である。その逆が正しい。ベルリン統一病院 Uni-Klinik のやり方は、悪い例である。病院は討論クラブとなり、事務職員は分裂し、医師は逃げている一

患者こそいい迷惑である。

〔数でみる病院〕

1. 1970年末連邦共和国の病院数は3,587, 病床683,254。これは10年前と比し約10万床増えている。

2. 連邦共和国は人口1万人当り112病床と世界で最も恵まれた国である。

3. 1970年ドイツの病院には930万人の患者が入院し、46,550人の医師が治療に当たっている。すなわち7人のうち1人が年1回入院

することになる。医師のほか175,000人の看護者が病人の看護に当たっている。

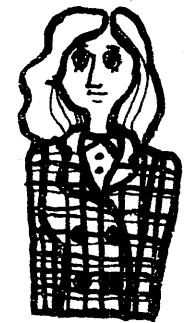
4. 患者の平均滞留日数は1960年の28.7日から1970年は24.9日に、急性病院では21.6日から18.3日に下がっているが、これでも国際比較ではかなり高い。

5. ドイツ病院協会の計算では、年間21,500ないし22,000病床を更新し新設しなければならない。

Frankfurter Allgemeine, 1, April.

(安積鋭二 国立国会図書館)

新年度予算案と負所得税構想



(イギリス)

1972年3月23日の下院でキース・ジョセフ社会サービス担当国務大臣は社会保障の給付引上げを発表した。改正による費用は、大部分が拠出をベースとし、総額4億8,500万ポンドとみこまれている。

新給付および労使の拠出の引上げは今秋10月から実施される予定である。イースター休会あけに、キース卿による白書ならびに政府の保険数理報告が公表される予定である。

その主たる特徴は次の9つである。

(1) 2年毎に代って1年毎のベースにもとづく国の年金の最初の引上げは、単身者について75ペンス、夫婦について1.20ポンドとなる。71年9月の引上げ分とあわせて、平年度の社会保障給付支出総額は10億ポンドになる。

(2) 国の年金受給者のうちの最低所得グループたる補助給付受給者は、単身者で85ペンス、夫婦2人で1.30ポンドとなる。

(3) なお、補助給付の長期受給者は暖房費と食費にあてる10ペンスの特別加算をうけることができる。約25万人の受給者が予定されている。

(4) 年金および補助給付の引上げは年1回なので、年間に給付額の増減はない。

(5) 18%の国庫抛出とともに、保険原則は維持されるが、低所得者の抛出は引上げない。抛出者の30%以上には抛出引上げをしない。週20ポンドの賃金について1ペンス、30ポンドの賃金について5ペンスのみの引上げにとどめる。週48ポンドの所得上限では週39ペンス引上げる。これに該当する者は抛出者の10%である。

(6) 社会保障給付引上げの利益をうけない者はほんの少数である。たとえば、一週8ポンド未満の勤労所得者で児童を擁しない男子（主として、はじめて就職したばかりの男子か又はパート・タイムで働いている学生）または年老いた両親の世話をしている単身女子である。

(7) キース卿その他の幹部閣僚は、「家庭所得補足給付は軽視されており、予算は裕福な労働者に有利になっている」という一部の労働党員の非難を退けている。家庭所得補足給付は4月の第1週から一週1ポンド引上げられた。その効果は、免税点をこえるすべての勤労所得者に対する税控除と同様な利点を児童を擁する低所得家庭に及ぼすものである。

(8) キース卿は、社会保障の見地からすると全く画期的な展開たるものとみられる、PAYEとの組合せによる新「税額控除制度」tax-credit system（一種の負所得税 negative income tax の方式）を考慮している。

(9) 病人や障害者に支給される介護手当は今後2年半以内に昼夜24時間でなく、昼間または夜間だけの常時付添を必要とする者を対

象とすることになるだろう。1974年末には、この無税の手当は30万以上の世帯を（現在、7万5,000世帯）うるおすことになるろう。

現在の昼夜24時間の介護を必要とする重症障害者に対する無税の手当額は10月から毎週4.80ポンドを5.40ポンドに引上げる。手当の支給対象は昼間または夜間のいずれかについて介護を必要とする者にまで拡大され、その手当額は毎週3.60ポンド（無税）とする。

バーバー蔵相およびキース・ジョセフ社会サービス相の声明により、1,100万以上の個人が引上げの利益をうけることになるろう。年金受給者の約3分の1は所得税を納めているが、所得税の個人控除および老齢控除の引上げによる所得税欄の底上げにより利益をうけることになるろうと、蔵相はのべている。

年金および諸給付の費用に対し、使用者は2億1,000万ポンド（均一定額および比例の抛出分）、労働者は1億1,000万ポンドを分担することになる。自営者を含めて政府以外の抛出自負担は3億3,500万ポンドとなり、国庫負担は全費用の18パーセントで今後2年間に1億ポンドの追加支出を必要とする。

＜新「税額控除」制 tax credit system の提案＞

1972年度予算においてバーバー蔵相が明らかにした、画期的な税体系の根本的改革のなかできわめて注目すべきものは新「税額控除制度」の提案である。これは現行の税体系および社会保障給付体系に内在する変則性の多くを除去せんとするのみならず戦後の社会的公正における最大の進歩となるものであると、自画自賛させるものとなっている。

3月27日の下院においてバーバー蔵相は新「税額控除制度」について次のようにのべている。

「本案には多大な関心がよせられている。現在の事情においては、どんな構想も、必然的に若干の勤労意欲を阻害する累進性をもたざるを得ない。

イギリスには複雑な税控除と社会保障給付の制度があり、これら制度は多様なニードと生活困窮に具えるために考案され改正されてきた。問題は、これらの制度をもっとシンプル化しもっと一般的な体系に取り替えんとすることにある。既存の体系の下では、政府が

大幅減税を実施しても、貧しい低賃金労働者である免税対象者は利益をうけないことが指摘されてきた。

政府は年金の引上げや「家庭所得補足給付」によってこれらの人々を援助してきた。しかし、もし免税対象者も自動的に納税者と同様の利益をうけられるようにすれば大いに結構なことである。

歴代の政府は、これまで、この問題について工夫をしてこなかった。現政府は、いま、この問題の解答は新税額控除制度であると信ずるものである。本案は内国歳入局および保健・社会保障省の意に反して推進されてきたといわれてきた。

本構想は、これら両部局の高級幹部による慎重な検討の後、両部局の意見を求めた。両部局はともに、本案は実現可能でありかつ望ましいものとの明確な見解に達した。これは将来の吉兆となるものである。

昨年12月、政府は、免税点以下の貧困家庭に対し週1ポンドの家庭所得補足給付引上げを発表した。この措置は、所得税控除施行前の来週から効力をもつものである。

週所得およそ17ポンドの勤労所得を有する2子のいる男子は、家庭所得補足給付の引上げにより、その手取り給与は5パーセント増えることになる。

家庭所得補足給付について、われわれはこれは臨時的な制度であることを本院においてつねに明らかにしてきた。新しい税額控除制度の目的の一つは、家庭所得補足給付に代って、ミーンズ・テストの複雑さを全廃し、給付請求の必要もなく、貧困家庭を保護することである。」と。

＜「ザ・タイムズ」の論評＞

キース・ジョセフ社会サービス相の明らかにした社会保障給付引上げは、厳密に言えば予算の重要部分をしめているわけではない。

給付引上げの財源調達は、大部分が保険拠出の引上げによって賄われるものであり、納税者の負担は小規模にすぎない。しかし、これらの引上げは明らかに予算のもつ社会戦略の一部として意図されている。

多くの要保護者にとって、免税点の引上げは予算案のなかで最も有難い決定であることは疑いない。しかし、それだけでは、すべて

の貧困家庭とくに最も保護を必要とする階層を保護することにはならない。すでに非課税の対象となっている階層を保護することにはならない。キース・ジョセフ社会サービス相の解答によれば、4月から施行される家庭所得補足給付の引上げにより、これらの人々はうるおうであろうということである。しかし、家庭所得補足給付の受給資格がありながら請求しないかなり多くの人々がいるのが政府の悩みの種となっている。

かれらは家庭所得補足給付を改善しても保護されないであろう。税金を納められるほど勤労所得もなく賃金を上げてもらえない家庭もある。これらの家庭の救いの道は家族手当の改善あるのみである。だが、家族手当の改善にはとくに総費用の点で一般的な反対がある。また、家族手当の改善は、費用の点を別にしても、政府がとりわけ保護の手をさしのべようとしている家庭の多くを助けることになるかは異論がある。

だが、結局のところ、この予算で提案されている約束がその場しのぎの仕事よりも重要なことであろう。税および社会保障の体系に

ついでの抜本的改革案には若干の警戒心でもって対応せねばならない。もしこれが単的な負の所得税であれば、勤労意欲阻害のゆえに、反対論が生ずるであろう。しかし、政府は巧妙に処理をしようとしているようである。

新しい税額控除制度は、すべての納税者にとって、現行の単身者および配偶者控除、児童控除および家族手当、家庭所得補足給付にとって代わるものである。すべての人が税の査定対象となり、すべての人が税額控除を認められることになる。もし、その税額控除

分が課税額をこえれば個々人に対して支払いがなされる。そうでない場合は、税額控除分が課税額から差し引かれる。この方法は、勤労意欲に強すぎる効果を与えずに貧困者を助ける方策となろう。残された多くの問題点はグリーン・ペーパーで答えられること特別委員会の吟味にまいった後になる。いずれにせよ、本構想が実現への明るい期待をかけて検討されたいものである。

The Times, Mar, 23.

(田中寿 国立国会図書館)

自営業者年金制度

一般制度への統合化の幕あけ

(フランス)



ブーラン保健・社会保障相は、3月29日職人および商人の退職年金制度改革に関する法案を提出した。この法案の内容については、すでに数週間にわたり関係団体の指導者と接衝が重ねられてきた。同法案は、場合によっては、職人・商人の特別制度を一般制度へ統

合化する作業の序章となるかも知れない。事実、法案には、非賃金労働者の拠出および給付を賃金労働者並みにすることが規定されている。また職人・商人制度の赤字を補うため国庫負担金等を8億フランに増額することを考慮している。